

# 電気柵等の購入経費の一部を補助します。

(阿久根市農作物鳥獣害防止施設整備事業補助金について)

## 注意事項

・補助金申請をする前に、**電気柵等を購入された方は、補助金交付の対象外**になりますので、必ず事前にご相談ください。

- ・電気柵本器の購入については、**1申請につき1台まで**となります。
- ・本事業により取得した財産については、補助金の交付目的に反して譲渡や貸し付けを行ってはいけません。

### 交付対象者

(①～③の全てにあてはまるもの)

- ①市内の農業者
- ②5a以上の農地又は竹林で電気柵等を設置する方
- ③防護柵又は防鳥網を設置する者

区分	補助率	上限件数	補助金上限額
出荷実績のない個人	2分の1	年度内に 1件まで	1件につき 35,000円
出荷実績のある個人 3戸以上の団体	2分の1	年度内に 1件まで	1件につき 70,000円
認定農業者 (新規就農者を含む) 法人	2分の1	年度内に 2件まで	1件につき 70,000円

### 申請時に必要となる書類

区分	添付書類
出荷実績のない個人	見積書・通帳の写し
出荷実績のある個人 3戸以上の団体	見積書・通帳の写し 出荷実績のわかる書類（出荷伝票等）
認定農業者 (新規就農者を含む) 法人	見積書・通帳の写し 出荷実績のわかる書類（出荷伝票等）